

三芳町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱(案)に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱(案)		
担当課：総務課	メールアドレス：soumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	1件	
対応状況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
<p>「パートナーシップの定義」の「戸籍上の性別が同じ2人」の部分は、要綱(案)第1条「多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指す」という趣旨に反する為、削除し、事実婚カップルも含めた形に改めるべき。</p>	<p>原案第2条第1号中「戸籍の性別が同じ」を「双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である」に改め、戸籍上同性ではない性的少数者を対象とする。</p>	<p>この制度はパートナーシップ制度及び性的少数者への取組についての議会への請願を端緒としており、性的少数者の方を対象とした制度と考えております。</p> <p>現状においては、性的少数者カップルは、さまざまな法的利益が享受できず、社会生活を行っていく上で不利益が大きいといえます。</p> <p>この制度に法的効果はありませんが、法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者のカップルに対して宣誓書受領証を交付することで、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。</p> <p>まずは本制度の導入を契機として性の多様性についての周知啓発を行うことにより、理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会気運の醸成をより一層進めていきたいと考えております。</p>